ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

CHINA LEGAL UPDATE

2016 年 1 月 21 日

Contents

Ⅰ 中国相談室

最高人民法院の「指導性案例」について

中国弁護士 屠 錦寧/弁護士 唐沢 晃平

Ⅱ 中国法令アップデート

・国家税務総局による「企業所得税優遇事項処理弁法」の公布に関する公告
・国家工商行政管理総局による中関村国家自主イノベーションモデル区のイノベーション発展の促進に関する若干意見
・最高人民法院による「『中華人民共和国保険法』の適用における若干問題に関する解釈（三）」
・国家税務総局による使用許諾権技術譲渡所得の企業所得税の関連問題に関する公告
・国家税務総局によるリミテッド・パートナーシップ創業投資企業の法人パートナーの企業所得税の関連問題に関する公告
・中華人民共和国特許法改正草案（審議稿）
・動産抵当登記弁法
・生態環境損害賠償制度改革試行方案
・国家外貨管理局総合司による「適格国外機関投資家限度額管理に関する取扱ガイドライン」の公布に関する通知
・中華人民共和国食品安全法実施条例（改正草案意見募集稿）
・中国人民銀行による中国（広東）自由貿易試験区の建設に対する金融支援に関する指導意見
・中国人民銀行による中国（福建）自由貿易試験区の建設に対する金融支援に関する指導意見
・中国人民銀行による中国（天津）自由貿易試験区の建設に対する金融支援に関する指導意見
・最高人民法院・最高人民検察院による安全生産を害する刑事事件取扱いの法適用の若干問題に関する解釈
・国家外貨管理極上海市分局による中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行の更なる推進の実施細則の印刷配布に関する通知
・国家品質監督検査検疫総局による「『欠陥消費財リコール管理弁法』の公布に関する公告」
・国家税務総局による増値税ゼロ税率適用課税サービス税還付（免税）管理弁法に関する補充公告

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ　台湾法令アップデート

・日台租税協定の締結
・日台競争法の適用に関する覚書の締結
・労働基準法の改正
・所得税法の改正（証券取引所得税の徴収停止）
・個人情報保護法の改正
・産業創新条例の改正
・中小企業発展条例の改正
・「貿易自由化に対応するための調整支援条例」の制定

Ⅳ　中国万感

太極拳　　弁護士 濱本　浩平

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ 中国相談室

中国弁護士 屠 錦寧
弁護士 唐沢 晃平

最高人民法院の「指導性案例」について

質問：
最近、最高人民法院はときどき「指導性案例」というものを公布していますが、これはどのような法的効力があるものなのですか？指導性案例の位置づけについて教えてください。

回答：
それでは、今回の中国相談室では、最高人民法院の指導性案例制度について簡単にご紹介しましょう。

Ⅰ．概要

中国の人民法院（裁判所）の頂点に位置する最高人民法院は、全国の人民法院が判決を下した案例（裁判例）や執行案例の中から、①社会で広く注目されるもの、②法律に比較的原則的な規定しかないもの、③典型的な案件であるもの、④困難・複雑なものまたは新しい類型であるもの、⑤その他指導的作用を有する案例を「指導制案例」として選定して対外的に公布し、全国の各審級の人民法院に対して、類似する案件を審判する際にはこれらに照らして審理を行うよう求めています。
つまり、指導性案例の「指導」というのは、最高人民法院による、下位の人民法院に対する指導を意味していますが、当然ながら各級の人民法院における訴訟の当事者にとっても重要な意味を持つものです。
指導性案例は、最高人民法院公報、人民法院新聞及び最高人民法院のウェブサイトにおいて、公告の形式で発布されます。このうち最もアクセスが容易なのは最高人民法院のウェブサイトでしょう。中国語のみですが、以下の URL から全ての指導性案例を参照することができます。
（http://www.court.gov.cn/shenpan-gengduo-77.html）

Ⅱ．これまでに公布された指導性案例について

最高人民法院は 2010 年 11 月に「案例指導工作に関する規定」を定め、これにより指導性案例制度が導入されました。この規定が制定されてから約 1 年後の 2011 年 12 月 20 日に初めて指導性案例が公布され、その後、2016 年 1 月 14 日現在までの間に、11 回にわたり合計 56 個の指導性案例が公布されています。近時では概ね年に 3～4 回の頻度で指導性案例が公布されていますが、公布の時期や頻度について特に決まりがあるわけではありません。
指導性案例として公布されている案例の内容について見てみると、契約紛争にかかる事件、刑事事件、行政事件、不正当競争にかかる事件、知的財産権にかかる事件等が比較的多く見られますが、その他にも不法行為責任にかかる事件、労働紛争にかかる事件、会社法関連事件、相続にかかる事件、土地使用権にかかる事件、訴訟手続に関連する事件、海事事件等が含まれており、特定の分野に偏ることなく様々な分野の案例が指導性案例として取り上げられていることが分かります。
指導性案例は、過去の案例をそのまま紹介するものではなく、最高人民法院が再整理・再編纂を行ったうえで公布するものであり、非常に簡潔かつ参照しやすい形式で記載されているのが特徴です。具体的には、案例のタイトル、キーワード、裁判要旨、関連法規、基本的裁判事実、裁判結果、裁判理由及び判決を下した裁判官の姓名等を含む附註等からなるものと定められています。一例として、2015 年 11 月 26 日付けで公布された指導案例第 53 号を見てみましょう。

©Anderson Mori & Tomotsune

指導案例第 53 号

福建海峡銀行股份有限公司福州五一支行が長楽亜新汚水処理有限公司、福州市政工程有限公司を訴えた金銭消費貸借契約紛争事件

（最高人民法院審判委員会討論通過
2015 年 11 月 19 日発付）

キーワード

民事／金銭消費貸借契約／収益権質権設定／質権設定登記／質権の実行

裁判要旨

1. 特許経営権の収益権は質権設定の対象となり、売掛金として質権設定登記をすることができる。
2. 特許経営権の収益権はその性質上割引、競売又は換金に適さないが、質権者が優先弁済権を主張した場合、人民法院は、質権が設定された収益権にかかる売掛金債権の第三債務者に対して、質権者に対して優先的に支払いを行うよう判決をもって命じることができる。

関連法規

中華人民共和国物権法第 208 条、第 223 条、第 228 条第 1 項

基本的裁判事実

（略）

裁判結果

（略）上訴を棄却し、原判決を維持する。

裁判理由

（筆者注：以下の記載は筆者による抜粋・要約を経たものです。）

(1)　汚水処理プロジェクトの特許経営権に質権設定をできるか否かという問題に関しては、汚水処理プロジェクトにかかる収益権は汚水処理サービスの提供から生じる将来金銭債権であるから、その性質としては法的に質権設定が可能である「売掛金」に含まれ、質権の設定を許すことができる。

(2)　汚水処理プロジェクトにかかる収益権に対する質権の公示の問題に関しては、本件の質権設定契約が「物権法」の施行前に締結されていたことから、「物権法」に定める売掛金に関する統一登記制度の適用を受けておらず、また、当時は統一的な登記による公示の規定もなかったことから、その当時の道路料金収受権に関する質権設定登記の規定を参照し、その主管部門において届出及び登記が行われていたものであるが、関係する利害関係を有する者はその主管部門を通して当該収益権に関する質権設定の状況を確認することがでたことから、当該質権については物権の公示の効果が備わっているといえる。

(3)　汚水処理プロジェクトにかかる収益権に設定された質権の実行方法の問題に関しては、汚水処理プロジェクトの収益権は将来金銭債権に属することから、質権者は人民法院に対して、質権者が直接第三債務者から金銭の支払いを受けられる旨及び当該金銭について優先弁済権を行使できる旨を判決で命ずるように請求することができる。そのため、割引や競売、換金の方法を採る必要はない。また、収益権はいずれも一定の負担も同時に伴うものであり、その経営主体について特定性を有していることから、その性質上競売や換金に適するものではない。なお、質権者が汚水処理サービスの費用を受領する際には、合理的に権利を行使しなければならず、汚水処理場の経営に合理的に必要となる費用を質権設定者のために留保しなければならない。

（裁判官：何忠、詹強華、朱宏海）

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ. 指導性案例の位置づけ

(1)指導性案例の検索・参照義務

最高人民法院は、各級人民法院の担当人員は、案件処理を行う過程において、関連する指導性案例の有無を調査する義務があると規定しています。そして、その審理している案件と最高人民法院が公布した指導性案例が、その基本的裁判事実と法律適用の面において類似している場合には、指導性案例の裁判要旨を参照して裁判を行うべきものと定めています。

よって、指導性案例の検索及び参照の義務を負う各級人民法院の裁判官は当然として、各級人民法院における裁判の当事者にとっても、自身の案件に類似した指導性案例の有無及びその裁判要旨についてしっかり理解しておくことが重要といえます。もちろん、我々弁護士が何らかの法律意見を提供する際も、指導性案例の検索及び研究は欠かせません。

(2)「司法解釈」との相違点

中国立法法によると、最高人民法院は審判を行うに当たっての法律の具体的な適用に対する解釈を行うことができるものとされていますが、かかる解釈は具体的な法律の条文に対するものでなければならず、また立法の目的、原則及び趣旨に符合するものでなければならないとされています。この解釈権の実際の運用として、最高人民法院は「意見」や「通知」といった名称でいわゆる「司法解釈」を発布しています。この司法解釈は法律ではありませんが、最高人民法院による正式な解釈として裁判規範としての効力を有しており、各級の人民法院は判決を下す際にかかる司法解釈を判決の根拠として直接引用することもできます。

一方、指導性案例は上記の司法解釈に該当するものではなく、裁判規範性を有するものでもありませんが(各級人民法院は指導性案例を参照した場合であっても、判決理由中において当該指導性案例に言及することができるにとどまり、判決の直接の根拠として引用することはできません。)、中国の各級人民法院が裁判を行うときに参照すべきものであるという意味においては、司法解釈に類似した側面を持つものといえます。

(3)その他の「典型案例」との区別

最高人民法院及び地方の各級人民法院は、不定期に「典型案例」というものも公布しています。これらの案例も指導的意義があるものではありますが、指導性案例のように厳格な選定手続を経ているものではなく、統一的な形式があるものでもありません。各級人民法院に対する拘束力という意味でいえば、これらの案例は参考のために提供されているにすぎず、指導性案例とは異なり、各級人民法院に典型案例を検索して参照すべき義務は課されていません。なお、最高人民法院は、各高級人民法院は「参考性案例」の公布などといった形式で、管轄内の各級人民法院及び専門人民法院の審判業務に対する指導を行うことができるとしていますが、最高人民法院の公布する「指導性案例」との混同を避けるため、「指導性案例」又は「指導案例」という呼称を用いてはならないものとしています。

(4)指導性案例の実務上の重要性

指導性案例は法律実務に大きな影響を与えるものです。この点、上記2で紹介した指導案例第 53 号を例に取って見てみましょう。

同案例の主たる争点は、①汚水処理プロジェクトの特許経営権に対する質権設定は有効かという点、及び、②当該質権の設定が有効であるならばどのように実行すればよいのかという点にありました。これらは、基本的には物権法の担保物権に関する規定の適用の問題ですが、特定のプロジェクトの特許経営権が質権設定の対象となるのかといった点については物権法上明確な規定が置かれていません。その一方で、資産証券化の分野に目を移すと、実例として、上記案例で問題となった特許経営権に類似する経営権や収益権を原資産とした証券が既にいくつも発

©Anderson Mori & Tomotsune

行されており、当該経営権や収益権に対する質権設定の有効性は多くの利害関係者にとって非常に重要な実務上の問題となっていました。
指導案例第 53 号は、これらの問題に対する最高人民法院の考え方を示したものです。若干細かな案件特有の事情にも及んでおりますが、上記でご紹介している指導案例第 53 号の裁判理由の部分をご一読いただけば、当該指導性案例が法律実務に対して有する指導的意義の大きさをご理解いただけるかと思います。

Ⅳ. 指導性案例を参照する際の注意点

訴訟当事者は、その主張又は意見陳述において指導性案例を引用することができます。ただし、指導性案例は永久不変のものではなく、新しい法律、行政法規、司法解釈等と齟齬が生じた場合や、同一の問題に関する新たな指導性案例が登場した場合には、その指導的作用を失うものとされています。よって、指導性案例を参照する際には、その指導性案例と矛盾するようなアップデートが生じていないかについても注意しなければなりません。この点は、指導性案例が指導的作用を失った場合に、最高人民法院からその旨が公表されるか否かについては特段の定めがないことに照らしても、非常に重要なポイントといえるでしょう。

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕
弁護士 濱本 浩平
弁護士 横井 傑　　上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平　　上海オフィス顧問 鄧 翌雲

最新中国法令の解説

＜企業所得税の優遇事項の処理＞

国家税務総局による「企業所得税優遇事項処理弁法」の公布に関する公告

[ポイント] 本弁法は、企業が 2015 年以降の年度に適用される企業所得税の優遇政策（低減税率、所得減免、税額控除等）を享受するための税務局への届出手続を規定するものである。企業は税収上の優遇政策の条件への該当性を自ら判断した上で、当該優遇を享受するために、税務局に届出を行わなければならないとされた。

2015 年 11 月 12 日公布、同日施行（2015 年第 76 号）

[原文] 国家税务总局关于发布《企业所得税优惠事项办理办法》的公告

＜中関村国家自主イノベーションモデル区＞

国家工商行政管理総局による中関村国家自主イノベーションモデル区のイノベーション発展の促進に関する若干意見

[ポイント] 本意見は、中関村国家自主イノベーションモデル区における工商登記の改革方針を定めたものである。具体的には、(i) 企業名称登記制度の自主化（当局による企業名称の事前確認制度を各企業の自主確認に緩和する等）、(ii) 登記管理制度の規制緩和（企業の住所及び経営場所の分離登記管理、営業許可証の経営範囲の簡略化・統一化等）、(iii) 区内の 16 か所の分局に外商投資企業の登記管轄権を委任、(iv) 工商サービス改革（工商登記の電子化等）等が定められている。なお、本意見には具体的規定は定められていないため、今後の立法動向が注目される。

2015 年 9 月 29 日施行

[原文] 工商总局关于促进中关村国家自主创新示范区创新发展的若干意见

＜保険法＞

最高人民法院による「『中華人民共和国保険法』の適用における若干問題に関する解釈（三）」

[ポイント] 最高人民法人は、2009 年 10 月及び 2013 年 6 月にも保険法の適用に関する司法解釈を発布しているが、今回発付された司法解釈（解釈（三））は保険法の保険契約の章の中でも人身保険に関する部分の適用に関して存在していた争いの解消に重点が置かれている。

主な内容としては、①保険金殺人等の道徳的リスクの防止の強化（裁判所は生命保険については被保険者からの同意及び保険金額の認可の有無をより積極的に審査するものとしている。解釈（三）3 条。）、②生命保険に関連する保険法の規定の詳細化による保険取引の奨励（生命保険に関して、保険会社が契約時には積極的に審査をしないにもかかわらず、保険事故発生時には保険法 33 条及び 34 条の該当性を厳しく審査し、同各条違反を理由に保険金を支払わないという事態が発生していることから、同各条の適用関係をより詳細化し、かかる濫用を防止している。解釈（三）1 条等。）、③被保険者の健康診断結果を事実通りに告知すべき義務は免除され得ないという点の明確化（解釈（三）5 条）、④保険契約の効力回復制度（保険法 37 条）の機能不全の改善（解釈（三）8 条）、⑤人

©Anderson Mori & Tomotsune

身保険の受益者の指定及び変更の制度化(解釈(三)9 条、10 条等)、⑥医療保険にかかるモデル条項の規範化(解釈(三)18～20 条)等が含まれているほか、受益者による保険金請求権の譲渡、被保険者の遺産としての保険金の給付、受益者と被保険者の同時死亡の推定、被保険者による故意の犯罪の認定方法等についても規定が置かれている。
2015 年 11 月 25 日公布、2015 年 12 月1日施行(法釈[2015]21 号)
[原文] 最高人民法院《关于适用<中华人民共和国保险法>若干问题的解释（三）》

＜技術譲渡所得に関する税制優遇措置＞

国家税務総局による使用許諾権技術譲渡所得の企業所得税の関連問題に関する公告

[ポイント] 本公告によれば、2015 年 10 月 1 日から、居住企業が 5 年以上の非独占的技術使用許諾権を譲渡したことにより取得した技術譲渡所得は、企業所得税の優遇対象となる技術譲渡所得の範囲に含まれることとされた。具体的には、当該技術譲渡所得が 500 万元を超えない部分については企業所得税が免除され、500 万元を超える部分については半分に減税される。
2015 年 11 月 16 日公布、2015 年 10 月 1 日施行(国家税務総局公告 2015 第 82 号)
[原文] 国家税务总局关于许可使用权技术转让所得企业所得税有关问题的公告

＜リミテッド・パートナーシップ創業投資企業の法人パートナーへの税制優遇措置＞

国家税務総局によるリミテッド・パートナーシップ創業投資企業の法人パートナーの企業所得税の関連問題に関する公告

[ポイント] 本公告は、リミテッド・パートナーシップ創業投資企業の法人パートナーの企業所得税の優遇措置を規定するものである。2015 年 10 月 1 日から起算して、リミテッド・パートナーシップ創業投資企業による未上場・中小ハイテク企業への投資が満 2 年となる場合、法人パートナーは、当該法人パートナーに分配される課税所得額から、当該未上場・中小ハイテク企業への投資額の 70%を控除することができる。控除し切れない場合は翌年度以降に繰り越すことができる。
2015 年 11 月 16 日公布、2015 年 10 月 1 日施行(国家税務総局公告 2015 年度第 81 号)
[原文] 国家税务总局关于有限合伙制创业投资企业法人合伙人企业所得税有关问题的公告

＜特許法＞

中華人民共和国特許法改正草案(審議稿)

[ポイント] 本草案は中国特許法の改正にかかるものである。実質的に修正されている条文は合わせて 33 あり(既存の条文の修正が 18、新規の条文の新設が 14、条文の削除が 1 つ)、「特許の実施と運用」の章が新設されている。そのほか、4 つの条文について形式的な調整がなされている。
今回の改正は多方面に及ぶが、その主な内容としては、①特許権に対する保護を強化することによる権利者の合法的権益の保護の促進(特に、いわゆる「挙証難」(立証が困難)、「周期長」(期間が長期化しがち)、「賠償低」(賠償額が低い)、「成本高」(コストが高い)及び「効果差」(実効性に劣る)という各問題への対処)、②特許権の実施及び特許権の運用の促進による特許権の価値の実現化の促進、③特許権保護に関して政府の果たすべき役割に関する法定の要求事項をより具体化することによるサービス型政府の建設の促進、④特許審査制度の整備による特許権の質の向上の促進、⑤特許代理に関する法律や制度の整備による知的財産権サービス業の健全な発展の促進等が含まれている。
重要法令の改正に関するものであり、その内容の確定が待たれる。
2015 年 12 月 2 日公布、意見募集期間 2016 年 1 月 1 日まで
[原文] 中华人民共和国专利法修订草案（送审稿）

©Anderson Mori & Tomotsune

＜担保＞

動産抵当登記弁法

[ポイント] 動産抵当の対抗要件である動産抵当登記手続の細則を規定する規定の修正案である(抵当権の効力発生要件は抵当権設定契約の締結である。物権法 188 条)。主要な修正点は以下の 3 点と思われる。①登記手続を 1 名の自然人に委託して行うことが強制される(現状は設定者・抵当権者が共同して行う方法も規定されている。)。②登記機関(工商部門)が形式審査のみ行うことが明定される。③登記完了後 20 日以内に動産登記情報を企業情報公示プラットフォーム(オンライン登記)上で公示されることが明定される(現在でも動産登記情報欄はあるものの、地域によって公示の有無はまちまちという状況)。

(意見募集期間:2015 年 12 月 3 日～2016 年 1 月 3 日)

[原文] 动产抵押登记办法（征求意见稿）

＜環境保護＞

生態環境損害賠償制度改革試行方案

[ポイント] 本方案は中国共産党中央弁公庁及び国務院弁公庁が生態環境損害賠償制度の導入に関して共同で発表したものである。本方案にいう生態環境損害賠償制度とは、法令に違反して環境の汚染又は生態系の破壊を招き、大気、地表水や地下水、土壌等の環境要素および植物、動物、微生物等の生物要素にマイナスの影響を加えた場合及び上記要素が構成する生態系システムの機能を悪化させた場合は、かかる生態環境損害を加えた個人または企業に対して、国家(に授権された地方政府)が損害賠償請求を行うというものである。本方案によると、2015 年から 2017 年までは試行地点として選択された省、2018 年からは全国において生態環境損害賠償制度の試行を行い、2020 年までには全国規模の初期的な環境損害賠償制度を確立させる予定である。

本方案によると、生態環境損害賠償義務者に対して、金銭的な補償を求めるだけでなく、生態環境損害の修復を求めることも予定されており、賠償請求権者と賠償義務者はその生態環境損害の調査や評価、生態環境損害の修復方法等について協議を行うべきものとされている。協議がまとまらなかった場合には生態環境損害賠償請求にかかる民事訴訟が提起される(協議を経ずに直接訴訟を行うことも可能。)。また、本制度に基づく損害賠償義務は、その義務者が同一の生態環境損害について、行政責任や刑事責任を負った場合にも影響を受けない。なお、人身又は個人若しくは集団の財産に対する侵害については侵権責任法(不法行為責任法)等の法律が、海洋生態環境に関する損害の賠償については海洋環境保護法等の法律が別途適用される。

本制度が実際に運用されるに至り企業に対して同制度が適用された場合に、どの程度の実務上のインパクトが生じるのかといった点を含めて、今後の動向が注目される。

2015 年 12 月 3 日公布

[原文] 生态环境损害赔偿制度改革试点方案

＜適格国外機関投資家(QFII)制度＞

国家外貨管理局総合司による「適格国外機関投資家限度額管理に関する取扱ガイドライン」の公布に関する通知

[ポイント] 本ガイドラインは、「適格国外機関投資家国内証券投資管理弁法」(中国語:合格境外机构投资者境内证券投资管理办法)及び「適格国外機関投資家国内証券投資外貨管理規定」(中国語:合格境外机构投资者境内证券投资外汇管理规定)の規定に基づき、適格国外機関投資家(QFII)の投資限度額に関する統一的な管理を進め、商品間の投資限度額の調整を緩和するために制定されたものである。

本ガイドラインによると、今後は QFII の投資限度額を、開放型ファンドの限度額と、その他の商品又は資金の限度額の 2 つに分けられ、開放型ファンドの限度額については、複数の開放型ファンド商品の間で共有可能とすることとしている。開放型ファンドの限度額と、その他の商品又は資金の限度額の相互間の調整については、QFII はカストディア

©Anderson Mori & Tomotsune

ンを通して外貨管理局に「QFII 投資額度調整届出表」を提出し、外貨管理局の確認と同意を経る必要がある。
2015 年 12 月 7 日公布、同日施行（匯総発[2015]88 号）
[原文] 国家外汇管理局综合司关于发布《合格境外机构投资者额度管理操作指引》的通知

＜食品安全法＞

中華人民共和国食品安全法実施条例（改正草案意見募集稿）

[ポイント] 2015 年 10 月 1 日より新食品安全法が施行されたことに伴い、国家食品薬品監督管理総局は、食品安全法実施条例の改正草案（以下「改正案」という。）を発表し、意見募集を行った。改正案は全 200 条からなり、現行の条例が 64 条であることと比しても明らかであるように、大幅に内容が拡充されている。
具体的には、①監督管理の対象の拡大（新たに健康食品、特殊医学用途食品及び幼児用配合食品に対する監督管理、インターネット上の食品取引に対する監督管理について定められたほか、クロスボーダーの E コマースにより食品の輸出入にも食品安全法による監督管理が及ぶこととされている。）、②監督管理手法の効率化（食品安全司法鑑定制度の新設や、食品安全事故をその重大性から 4 段階に分けて管理を行う旨等が定められている。）、③監督管理の厳格化（食品生産業者の資格要件の厳格化、食品の生産・運輸・販売等の各過程における要求事項の厳格化、食品の輸出入における要求事項の厳格化及び食品生産業者信用調査システムの新設等が定められている。）、④食品安全法の違反に関する責任の厳格化及び詳細化が図られている。
本実施条例は中国における食品の製造・販売・輸出入等の実務に対して大きな影響を与えるものであるため、その内容の確定が待たれる。
2015 年 12 月 9 日公布、意見募集期間 2016 年 1 月 8 日まで
[原文] 中华人民共和国食品安全法实施条例（修订草案征求意见稿）

＜自由貿易試験区＞

中国人民銀行による中国（広東）自由貿易試験区の建設に対する金融支援に関する指導意見
中国人民銀行による中国（福建）自由貿易試験区の建設に対する金融支援に関する指導意見
中国人民銀行による中国（天津）自由貿易試験区の建設に対する金融支援に関する指導意見

[ポイント] これらの指導意見は、広東、福建、天津の各自由貿易試験区における金融改革の方向性を示すものである。具体的には、人民元のクロスボーダー使用（人民元外債、クロスボーダー双方向人民元プーリング、域外投資等）、外貨管理改革（限度額内の資本項目の自由な両替、比例自律管理による外債、外債資金の自由な元転、多国籍企業の外貨資金集中運営管理の参入条件の緩和）、自貿区に適合する口座管理システムの確立の模索等の方針が示されている。また、各自貿区によって独自の方向性も示しており、広東自貿区における香港・マカオ地区の金融業との連動・接続、福建自貿区における台湾の金融業との連動、天津自貿区におけるリース業関連の規制緩和及び京津冀エリアの共同発展等が特徴的である。
2015 年 12 月下旬には各自貿区の外貨管理に関する細則が公布・施行され（詳細は次号に掲載予定）、各自貿区の金融・外貨政策の特徴が一層鮮明に具体化されてきている。今後の立法動向に引き続き注目されたい。
2015 年 12 月 9 日公布
[原文] 中国人民银行关于金融支持中国（广东）自由贸易试验区建设的指导意见
中国人民银行关于金融支持中国（福建）自由贸易试验区建设的指导意见
中国人民银行关于金融支持中国（天津）自由贸易试验区建设的指导意见

＜刑事（安全生産関係）＞

最高人民法院・最高人民検察院による安全生産を害する刑事事件取扱いの法適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 刑法中の生産・業務中の事故に関する犯罪についての司法解釈であり、それらの事故が刑事責任の対

©Anderson Mori & Tomotsune

象となる基準である「重大な結果を生じさせた」の文言（具体的には 1 名以上の死亡又は 3 名以上の重傷等がこれにあたるとされる。）や、情状が悪質として重い刑事罰を科される場合について解釈を示すものである。従前は鉱山での事故についてのみ司法解釈が存在していたが（法釈〔2007〕5 号）、本司法解釈はこれに換わり、さらに広い範囲（工場や倉庫、建設現場等）での事故について規定する。
2015 年 12 月 14 日公布、同月 16 日施行（法釈〔2015〕22 号）
[原文] 最高人民法院、最高人民检察院关于办理危害生产安全刑事案件适用法律若干问题的解释

＜上海自由貿易試験区＞

国家外貨管理極上海市分局による中国（上海）自由貿易試験区外貨管理改革試行の更なる推進の実施細則の印刷配布に関する通知

[ポイント] 上海自由貿易試験区における外貨管理を規定する上海匯発[2014]26 号に変わる規定であり、同試験区内での外貨管理について更に規制緩和を進めるものである。前規定からの主要な変更点は以下の通り。①試験区内企業について、外貨建外債につき自由な元転が認められるようになった（従前は実際の支払時に元転するのみ）。元転後の人民元は支払待ち口座に入金され、企業の経営範囲内の支出に充てることが可能とされている（国内借入の返済への使用禁止は規定されていない。）。②外貨プーリング・集中決済の制度を区外に揃えるとともに（これまでは試験区に適用される別規定が適用）、利用要件については前年度の国際収支規模を 5000 万米ドル以上に緩和された（区外は 1 億米ドル以上）。
2015 年 12 月 17 日公布、施行（上海匯発[2015]145 号）
[原文] 国家外汇管理局上海市分局关于印发《进一步推进中国（上海）自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则》的通知

＜欠陥消費財のリコール＞

国家品質監督検査検疫総局による「『欠陥消費財リコール管理弁法』の公布に関する公告」）

[ポイント] 本弁法は、消費財に欠陥がある場合に、製造者に対し本弁法に従ったリコールの実施を義務付けるものである。販売者、受託生産企業等の関連経営者については消費品に瑕疵があり得ることを認識した場合、直ちに製造者に知らせるとともに、所在地の品質監督検査部門に報告しなければならないとされている。
2015 年 10 月 21 日公布、2016 年 1 月 1 日施行（2015 年第 151 号）
[原文] 国家质量监督检验检疫总局《关于发布<缺陷消费品召回管理办法>的公告》

＜増値税＞

国家税務総局による増値税ゼロ税率適用課税サービス税還付（免税）管理弁法に関する補充公告

[ポイント] 中国国内から国外へのサービス提供に課される増値税については、一定の条件を満たすことでゼロ税率又は免税が適用されている。本公告ではゼロ税率の適用対象に(i)技術譲渡サービス（ライセンス等も含まれる。）、(ii)ソフトウェアサービス、(iii)情報システムサービス、(iv))ビジネスプロセス管理サービス等が追加されており、税負担の軽減が期待できる。ただし、ゼロ税率の適用を受ける前提としてサービスの内容毎に技術輸出契約登記証、サービスアウトソーシング・ソフトウェア輸出管理情報システム上の証明文書等、商務部門での登記・登録が必要になる点に留意が必要である。
2015 年 12 月 14 日公布、同月 1 日施行（国家税務総局公告 2015 年第 88 号）
[原文] 国家税务总局发布关于《适用增值税零税率应税服务退（免）税管理办法》的补充公告
附件 2. 增值税零税率应税服务免抵退税申报明细表
附件 3 提供增值税零税率应税服务收讫营业款明细清单
附件 4 外贸企业外购应税服务出口明细申报表

©Anderson Mori & Tomotsune

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若 林 耕
台湾弁護士 呉 暁青

最新台湾法令の解説

＜租税協定＞

日台租税協定の締結

〔ポイント〕2015 年 11 月 26 日に開催された日台経済貿易会議において、公益財団法人交流協会と亜東関係協会は「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（日台租税協定）に署名した。同協定によれば、日台間で支払われる配当等について、源泉地における課税の税率を 10%に引き下げるようになる。また、企業の進出先の税務当局への対応に関する解決枠組み、日台税務当局間の租税情報の交換の枠組みの創設が決められている。

（2015 年 11 月 26 日締結、相互の内部承認手続き完了後発効）

〔原文〕AGREEMENT BETWEEN THE INTERCHANGE ASSOCIATION AND THE ASSOCIATION OF EAST ASIAN RELATIONS FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME

＜独禁規制＞

日台競争法の適用に関する覚書の締結

〔ポイント〕2015 年 11 月 26 日に開催された日台経済貿易会議において、公益財団法人交流協会と亜東関係協会は日台競争法の適用に関する覚書を締結した。同覚書は全 12 条で構成されており、日台における競争法の有効な執行に貢献することを目的とし、競争法適用に関する通報、情報交換、執行調整について、関係当局の同意が得られるよう両協会が相互に協力することなどが明記されている。

（2015 年 11 月 26 日締結、同日発効）

［原文］MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN THE INTERCHANGE ASSOCIATION AND THE ASSOCIATION OF EAST ASIAN RELATIONS REGARDING THE APPLICATION OF COMPETITION LAWS

＜労働規制＞

労働基準法の改正

〔ポイント〕今回の労働基準法の改正ポイントは、①労働契約の競業避止条項の適用要件及び期間、②配置転換等を行う場合、労働契約に違反せず、労働者の体力・技術・家庭生活等に配慮しなければならないこと、③最低勤務年数の合意は企業が技術育成費用を負担した場合、または最低勤務年数の遵守のために合理的な補償を与える場合に限られること、④18 歳未満の労働者の保護である。特に①について、労働契約に競業避止条項を規定するには、正当な営業利益、営業秘密を保護する場合に限られる。また、競業避止義務を負う期間、地域、職業の範囲及び就職先の合意は、合理的な範囲を超えてはならず、競業避止期間は、最長 2 年を超えてはならない。また、労働者が競業行為に従事しないことにより受ける損失に対して、使用者は合理的な補償を与えなければならない。

©Anderson Mori & Tomotsune

（2015 年 12 月 16 日改正、同日施行）
〔原文〕 勞動基準法

＜租税＞

所得税法の改正（証券取引所得税の徴収停止）

〔ポイント〕今回の所得税法の改正により、2013 年度から徴収されている証券取引所得税について、2016 年度より徴収が停止されるようになる。
（2015 年 12 月 2 日改正、2016 年 1 月 1 日施行）
〔原文〕 所得税法

＜個人情報保護＞

個人情報保護法の改正

〔ポイント〕今回の個人情報保護法の改正により、「カルテ」が特別個人情報に追加されるようになった。特別個人情報の取扱いは、法律の定めまたは法的義務の履行に必要な場合、個人が自ら開示した場合など特殊な場合を除き、収集、取扱または利用が禁じられる。なお、非公務機関による個人情報の不正取扱いの刑事責任につき、責任構成要件に「不正利益等を図る」という要件が追加されたとともに、刑事責任が改正前の 2 年以下有期懲役・20 万台湾ドル以下の罰金またはこれらの併科から、5 年以下有期懲役または 100 万台湾ドル以下の併科になった。
（2015 年 12 月 30 日改正、施行日は行政院が別途定める）
〔原文〕 個人資料保護法

＜産業促進＞

産業創新条例の改正

〔ポイント〕産業の研究開発を促進するために、過去 3 年内に重大な不法記録のない会社は、研究開発に支出した金額につき、15%を限度とした金額を当年度の法人税に充当することができるほか、10%を限度とした金額を当年度から 3 年度内に法人税に充当することを選択できるようになった。同規定の施行期間は 2019 年 12 月 31 日までとされている。また、知的財産権を対価として出資した株主は、その所得税の納税期間を、出資後 5 年度内まで延期することを選択できる。従業員が配当により取得した株式の所得税の納税期間について、従業員は 500 万台湾ドルを限度とした金額を当年度から 5 年年度内まで延期することを選択できる。
（2015 年 12 月 30 日改正、第 10、12-1、19-2 条の施行日は 2016 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日まで、その他の条文は同日施行）
〔原文〕 產業創新條例所得稅法

中小企業発展条例の改正

〔ポイント〕今回の中小企業発展条例の改正の目的は、国内就業率の上昇及び賃金の増額に対する奨励である。改正後の中小企業発展条例によれば、一定条件を満たした企業が台湾籍の従業員の雇用増加により支払った賃金の 130%（24 歳以下の台湾籍従業員の雇用増加の場合は 150%）を限度に、当年度の所得額から控除することができる。
（2015 年 1 月 6 日改正、同日施行）
〔原文〕 中小企業發展條例

©Anderson Mori & Tomotsune

＜貿易自由化＞

「貿易自由化に対応するための調整支援条例」の制定

〔ポイント〕同条例は、貿易自由化に対応するため、産業界、会社、労働者への調整支援措置を構築し、国際貿易条約による不利な影響の緩和を目指すものである。同条例によれば、各主務官庁は調整支援措置を実施するための予算を作成しなければならず、行政院（日本の内閣に相当）は調整支援基金を設置する。同基金の用途は、①各主務官庁が調整支援措置を実施する費用、②貿易自由化により損害を受けた企業への補助、③行政院が認めた特別事例への利用とされている。

（2015 年 12 月 30 日改正、同日施行）

〔原文〕 因應貿易自由化調整支援條例

©Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【太極拳】

弁護士 濱本 浩平

筆者は最近、日曜日の早朝に近所の公園で太極拳のレッスンを受けている。

皆さんは太極拳に流派があるのをご存じだろうか。全ての太極拳の源流は陳式といわれており、そこから分かれた楊式、武式、呉式、孫式などの流派がある。柔らかで優美な動きをイメージされる方も多いと思うが、これは楊式の特徴である。筆者が学ぶ陳式は軟らかい動きの中にも跳躍や震脚(地面を踏む動き)など力強い動きも含まれている。

日曜早朝の公園でレッスンを受けていると、おなじみの白い服を着て同じように太極拳を練習する人、横で突然歌を歌い始める人、地面に水と筆で字を書く人がいれば、エサを求めるノラ猫の乱入を受けることもあり、大変のどかである。その中で特に印象的なのは、日曜朝から公園ダンス(広場舞)をしているおばさま方である(広場舞については当ニュースレター2014 年 8 月 26 日号を参照されたい。)。

今朝のレッスンでは、隣でタブレットとスピーカー持参で広場舞の練習を一人でする女性の乱入を受け、途中から自分が太極拳をしているのかそれとも広場舞をしているのか、判然としなくなってしまった。

その中でも私の老師は平然と動作を続けているところを見ると、まだまだ修行が足りないと思うのである。

以上

©Anderson Mori & Tomotsune

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士　森脇　章（akira.moriwaki@amt-law.com）
弁護士　中川　裕茂（hiroshige.nakagawa@amt-law.com）
弁護士　若林　耕（ko.wakabayashi@amt-law.com）

- 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願いいたします。

- 本ニュースレターのバックナンバーは、http://www.amt-law.com/bulletins7.html にてご覧いただけます。

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
TEL:03-6888-1000（代表）
E-mail:inquiry@amt-law.com